

## 売払い予定鉄屑一覧

連番	区分	重量(kg)	数量	重量(kg)	品名(規格)	備考
1	車両②	6670.00	一式	6670.00	履帯(10式戦車系用)	機甲教導連隊
2		3223.00	一式	3223.00	履帯(74式戦車系用)	機甲教導連隊
3		555.00	1	555.00	交換済み部品、ホイール	戦車直接支援隊
4		10.00	1	10.00	燃料タンク	戦車直接支援隊
5		61.00	7	427.00	廃タイヤ12R22.5-14PR	戦車直接支援隊
6		61.00	7	427.00	廃タイヤ11.00R20-14PR	戦車直接支援隊
7		15.00	5	75.00	廃タイヤ 215/85R18	駒門駐屯地業務隊
8		10.00	4	40.00	廃タイヤ 185/60R15	静岡地方協力本部
9		10.00	4	40.00	廃タイヤ 165R13 6P.R.LT	静岡地方協力本部
10		41.00	2	82.00	廃バッテリー145F51	戦車直接支援隊
11		17.00	46	782.00	廃バッテリーSER60	戦車直接支援隊
12		11.00	2	22.00	廃バッテリー80D26R	戦車直接支援隊
小計				12,353.00		

1	需品	30.00	7	210.00	銅製ドラム、内面塗装、200L、1.6mm	富士燃料出張所
2		28.00	193	5,404.00	銅製ドラム、200L、1.6mm	富士燃料出張所
3		280.00	2	560.00	ドラム缶充填機一方口	富士燃料出張所
4		15.00	1	15.00	ラインキャビネット	静岡地方協力本部
5		69.00	1	69.00	衝立	静岡地方協力本部
6		25.00	1	25.00	雑誌架	静岡地方協力本部
7		24.00	1	24.00	事務用デスクS型	静岡地方協力本部
8		15.00	1	15.00	パソコンデスク	静岡地方協力本部
9		14.00	1	14.00	書庫、片開き4号	静岡地方協力本部
10		29.00	1	29.00	書庫、引違い3号鋼板戸	静岡地方協力本部
11		26.00	1	26.00	書庫、引違い3号ガラス戸	静岡地方協力本部
12		62.00	1	62.00	ファイリングキャビネット、2段B4	静岡地方協力本部
13		52.00	1	52.00	軽量ラック	静岡地方協力本部
14		30.00	1	30.00	シェルビング	静岡地方協力本部
15		30.00	1	30.00	書類整理ケース	静岡地方協力本部
16		58.00	1	58.00	両開き扉	静岡地方協力本部
17		29.00	1	29.00	壁面収納ユニット	静岡地方協力本部
18		52.00	1	52.00	茶器戸棚、1号	静岡地方協力本部
19		35.00	1	35.00	テレビ台	静岡地方協力本部
20		578.00	一式	578.00	不用決定済需品器材等	駒門駐屯地業務隊
小計				7,317.00		

1	施設	30.00	16	480.00	空気調節装置	駒門駐屯地業務隊
2		70.10	5	350.50	エアシューズクリーナ	駒門駐屯地業務隊
3		30.00	1	30.00	駐屯地紙裁断処理機(中)	駒門駐屯地業務隊
4		1.00	1	1.00	電気コードリール	駒門駐屯地業務隊
5		5.00	1	5.00	文書管理者用シュレッター	駒門駐屯地業務隊
6		5.00	1	5.00	ファンコイルユニット	駒門駐屯地業務隊
7		5.00	1	5.00	ユニットヒータ	駒門駐屯地業務隊
小計				876.50		

総合計(kg)				20,546.50		
---------	--	--	--	-----------	--	--

## 使用済車両売払い一覧

連番	区分	重量(kg)	数量	重量(kg)	品名(規格)	備考
1	車両	3,060.00	1	3,060.00	1 1/2 tトラック	機甲教導連隊
2	車両	1,940.00	1	1,940.00	1/2 tトラック	機甲教導連隊
3	車両	950.00	1	950.00	1 t水タンクトレーラ	第1高射特科大隊
車両合計			3	5,950.00		



調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済車両売払い		2
	作 成	令和3年 7月 6日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	駒門駐屯地業務隊 補給科

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下“車両”という。）の売払いについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

#### 1.2.2

##### 自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

### 1.3 売払い

売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

#### c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）[陸幕4第275号（44.10.1）]

## 2 売払いに関する要求

### 2.1 一般的要求事項

a) 契約の相手方は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、“法律”という。）に基づき実施するものとする。

b) 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請

負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

## 2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行うものとする。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出するものとする。

## 2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続を行うものとする。

## 2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した際には損害賠償を請求する。

## 2.5 引渡車両の解体・処分

契約の相手方は、引渡し車両の解体・処分にあたっては、必要に応じ官側の立ち合いを受ける。

## 2.6 処理要領

契約の相手方は、2.4 で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 b)			入札開始前までに	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1 都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに	—
4 c)	解体及び破砕(又は溶解)時の工程写真			作業完了後15日以内	—
5 c)	解体証明書				様式は、図1による。
6 c)	破砕(又は溶解)証明書				様式は、図2による。
注 a) 提出先は、調達要領指定書によって指定する。					
b) 契約の相手方がフロン回収、解体、破砕の全てを実施する場合を除く。					
c) 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。					

#### 4.2 安全管理

売払い処分における作業は、安全管理に万全を期するものとする。

#### 4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

年 月 日

## 解 体 証 明 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 立 会 者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図 1－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 立 会 者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図 2 - 破碎（溶解）証明書の様式

下請負承認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地  
第433会計隊長 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

印

使用済車両売払いに関する契約について別紙のとおり請け負わせたいので承認願います。

承 認 書

使用済車両売払いの契約に係る事項について、  
せることを承認する。 に請け負わ

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地  
第433会計隊長

印

